

函館市宿泊税課税免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市宿泊税条例（令和7年函館市条例第9号。以下「条例」という。）第4条および函館市宿泊税条例施行規則（令和7年函館市規則第58号。以下「規則」という。）第3条に規定する課税免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 規則第3条第1項に規定する修学旅行その他の学校の行事であって市長が別に定めるものは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）において、学習指導要領または幼稚園教育要領に基づく教育課程の一環として実施される修学旅行その他の学校の行事（当該学校の校長（園長を含む。以下同じ。）が証明するものに限る。）とする。

2 規則第3条第1項に規定するこれに類する活動であって市長が別に定めるものは、学校の教育活動を実施する団体（当該学校の校長が当該学校の定めるところによりその設立を承認したもので当該学校の教員または職員が顧問として置かれているものをいう。）が各年度ごとに作成する教育活動に関する計画に基づき実施する課外活動であって、次に掲げる団体またはその加盟団体（当該団体の傘下にある団体を含む。）が主催するスポーツ大会または文化大会（当該学校の校長が証明するものに限る。）に参加するものとする。

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会

(2) 公益財団法人全国高等学校体育連盟

(3) 公益財団法人日本中学校体育連盟

(4) 公益財団法人日本高等学校野球連盟

(5) 公益社団法人全国高等学校文化連盟

(6) 全国中学校文化連盟

(7) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟

(8) 前各号に掲げる団体に類するものとして市長が認める団体

3 規則第3条第2項に規定する修学旅行等に類する行事であって市長が別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第4条第2号に規定する施設が主催する当該施設全体または3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施される行事（当該施設の施設長が証明するものに限る。）

(2) 前号の施設の教育活動を実施する団体（当該施設の施設長が当該施設長の定めるところによりその設立を承認したもので当該施設の保育士または職員が顧問として置かれているものをいう。）が、各年度ごとに作成する保育の計画に基づき実施する保育活動（スポーツ大会または文化大会へ参加する場合に限る。）（当該施設の施設長が証明するものに限る。）

（期間）

第3条 課税免除の期間は、次の各号に掲げる行事の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第1項に規定する行事 証明した施設利用期間

(2) 前条第2項に規定するスポーツ大会または文化大会 その開催期間（ただし、当該大会等期間の前後1日を含むことができる。）

(3) 前条第3項第1号に掲げる行事 証明した施設利用期間

(4) 前条第3項第2号に掲げるスポーツ大会または文化大会 その開催期間（ただし、当該大会等期間の前後1日を含むことができる。）

（課税免除の手続）

第4条 条例第4条第1号または第2号の規定により宿泊税の課税の免除の適用を受けようとする者は、当該免除の対象となる行事または大会の名称、宿泊日等を証するものを宿泊する宿泊施設に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。